

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月31日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名： コソボ 担当： 経済基盤開発部
案件名： 地理空間情報人材開発プロジェクト

1 契約予定期間： 2013年9月下旬～2015年5月下旬

2 参加要件

海外における地形図作成に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間： 2013年8月14日から2013年8月16日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間： 2013年8月14日から2013年8月19日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出： 2013年8月30日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 9月中旬
- (5) 契約交渉 : 9月中旬～9月下旬

5 業務の目的

コソボ共和国（以下、「コ」国）は、セルビア共和国に属する自治州のひとつであったが、2008年に独立を宣言した。面積10,887平方キロメートル、人口約179万人（2011年世界銀行統計）である。

独立後間もない「コ」国は、旧ユーゴスラビア連邦で最も開発が遅れた地域であり、旧ユーゴスラビア連邦及びセルビアからの援助に依存していたため、自立的な経済構造を有していない。現在、恒常的な貿易赤字と税収の不備、若年層を中心とする高い失業率、電力不足など課題が山積している。また「コ」国政府は、EU加盟を最重要課題としており、EU基準に合致するべく法の整備、経済成長などの諸課題に取り組んでいる。このような状況を受けて「コ」国政府は、都市・地域開発と自然環境保全を目的としたコソボ空間計画（the Spatial Plan of Kosovo）を掲げ、この中でマスタープランの策定を計画しており、マスタープラン策定のために信頼性の高い国土基本図を必要としている。

しかしながら、「コ」国政府は1980年前後に作成された1/25,000の紙地図しか所有しておらず、元となるデータについてもセルビア共和国政府から提供されていないため、地形データを新たに収集する必要がある。また、カウンターパート機関となる環境空間計画省国土地理庁（Kosovo Cadastral Agency（KCA））は、マスタープラン策定等を目的として、地籍情報、デジタル航空写真、デジタルオルソ画像などを含む空間情報を収集しているが、地形図作成の経験がなく、技術者、設備及び資金が不足しているため、正確な地形情報を収集できていない。このため、コソボ空間計画（the Spatial Plan of Kosovo）に基づく活動を実施するためには、国土基本図の整備が必要不可欠となっている。

加えて「コ」国政府は、EU基準に合致するための公共行政改革の一環として「E-governance」の導入を予定しており、市民行政サービスや各種情報をオンラインにて提供する予定であるため、これに向けてのGIS整備も必要としている。

さらに、本プロジェクト終了後、本プロジェクトの作成対象となっていない地域の地形図については、カウンターパートにて作成される予定となっており、またGISシステムについても、E-governance及びコソボ空間計画の構築、改訂のために、今後カウンターパートが構築、改訂する必要があるため、これらにかかる技術協力を必要としている。

上述のような状況を受けて、「コ」国政府はマスタープラン策定の際に必要な1/25,000の国土基本図及びE-governance導入に向けたGISデータの整備及びこれらにかかる技術協力を我が国に要請した。

JICAはこれを受けて、2012年10月に詳細計画策定調査団を派遣し、「コ」国の国土基本図作成につき「コ」国側実施機関である環境空間計画省国土地理庁と協議を行い合意し、協議議事録（R/D）が2012年11月2日に締結された。本プロジェクトは上記R/Dに基づき、コソボ国内約10,887km²の範囲において縮尺1/25,000のデジタル地形図およびGISデータを作成する。その過程においてデジタル地形図作成の技術移転を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務の範囲

- 1) 南部および西部の一部を除くコソボ国土（約10,887km²）の縮尺1/25,000デジタル地形図の作成
- 2) 1)の範囲におけるGISデータの整備
- 3) 1)にかかる技術仕様の整備

4) 1) ~ 3) にかかる人材育成

(2) 業務の内容

- 1) デジタル地形図作成のための既存データの精査
- 2) デジタル地形図作成にかかる技術仕様の整備
- 3) デジタル地形図作成
- 4) 現地調査・補測の実施
- 5) データ構造化
- 6) 地図記号化
- 7) GISモデルの構築
- 8) データファイルの作成
- 9) 技術移転セミナー・ワークショップの開催
- 10) 市民に向けたキャンペーンの実施
- 11) デジタル地形図作成・更新にかかる技術移転
- 12) GISシステム・データ構築・更新にかかる技術移転

7 成果品等

- 1) インセプションレポート(2013年10月上旬)
- 2) プロGRESSレポート(2014年5月上旬)
- 3) インテリムレポート(2014年11月上旬)
- 4) ドラフトファイナルレポート(2015年4月下旬)
- 5) ファイナルレポート(2015年5月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/関係機関連携・利活用促進(評価対象予定者)
- 2) 標定点測量/現地調査・補測(評価対象予定者)
- 3) 現地調査・補測2
- 4) 空中三角測量/数値図化
- 5) 数値編集
- 6) GIS構造化/WEB構築
- 7) 記号化
- 8) 業務調整/現地調査・補測補助

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。